

報告第25号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年10月22日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第17号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

平成30年10月18日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 94,889円

2 相手方の住所及び氏名

- (1) 住 所 兵庫県淡路市
- (2) 氏 名

3 和解条項

- (1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金94,889円を指定する口座に振り込む方法で支払う。
- (2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

平成30年9月18日午前10時25分ころ、淡路市斗ノ内付近において、都市整備部建設課職員が公有車を運転して県道福良江井岩屋線を岩屋方面に走行中、前方を走行していた相手方車両が市道斗ノ内開発1号線へ右折しようとして車線中央寄りに停車したため、相手方車両の左側を通行して追い越そうとしたところ、前方不注意により相手方車両の左側面と接触し、損害を与えた。